

3 「他の教科」の免許状の取得方法(別表第4)

所要資格及び最低修得単位数

【別表第4、施行規則第15条】

受けようとする他の教科 についての免許状の種類		有することを 必要とする免許状	最低修得単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関 する科目
中学校教諭	専修免許状	専修免許状	20	8	24
	1種免許状	専修免許状 1種免許状	20	8	-
	2種免許状	専修免許状 1種免許状 2種免許状	10	3	-
教科に関する科目	免許教科の種類に応じた「教科に関する科目」(P10参照)のすべての科目 について、それぞれ1単位以上修得すること				
教職に関する科目	受けようとする教科の「教科の指導法」の単位を修得すること				
教科又は 教職に関する科目	「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」のうち1以上の科目について 修得すること				

(注) 1 専修免許状に係る「教科又は教職に関する科目」の単位は、大学院、大学(短期大学を除く。)の専攻科において修得すること。

【別表第4備考第2号】

2 1種免許状に係る単位は、短期大学及び学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科において修得することができる。この場合、2種免許状に係る単位数を差し引いた単位数は、短期大学の専攻科において修得すること。

【別表第4備考第3号】

3 専修又は1種免許状の授与を受けようとする場合において、当該教科についての1種又は2種免許状を有しているときは、授与を受けようとする免許状(専修又は1種免許状)の最低修得単位数から既に有している免許状(1種又は2種免許状)の最低修得単位数を差し引いて修得すること。

【別表第4備考第4号】

4 大学の他に、認定講習または公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。

【別表第3備考第6号】

(2) 単位の修得方法

①「教科に関する科目」の修得方法

【施行規則第4条の表】

免許教科	教科に関する科目
国語	○ 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) ○ 国文学(国文学史を含む。) ○ 漢文学 ○ 書道(書写を中心とする。)
社会	○ 日本史及び外国史 ○ 地理学(地誌を含む。) ○ 「法学、政治学」 ○ 「社会学、経済学」 ○ 「哲学、倫理学、宗教学」
数学	○ 代数学 ○ 幾何学 ○ 解析学 ○ 「確率論、統計学」 ○ コンピュータ
理科	○ 物理学 ○ 物理学実験(コンピュータ活用を含む。) ○ 化学 ○ 化学実験(コンピュータ活用を含む。) ○ 生物学 ○ 生物学実験(コンピュータ活用を含む。) ○ 地学 ○ 地学実験(コンピュータ活用を含む。)
音楽	○ ソルフェージュ ○ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) ○ 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) ○ 指揮法 ○ 音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)
美術	○ 絵画(映像マスメディア表現を含む。) ○ 彫刻 ○ デザイン(映像メディア表現を含む。) ○ 工芸 ○ 美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)

免許教科	教科に関する科目
保健体育	○ 体育実技 ○ 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。) ○ 生理学(運動生理学を含む。) ○ 衛生学及び公衆衛生学 ○ 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
保健	○ 生理学及び栄養学 ○ 衛生学及び公衆衛生学 ○ 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
技術	○ 木材加工(製図及び実習を含む。) ○ 金属加工(製図及び実習を含む。) ○ 機械(実習を含む。) ○ 電気(実習を含む。) ○ 栽培(実習を含む。) ○ 情報とコンピュータ(実習を含む。)
家庭	○ 家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) ○ 被服学(被服製作実習を含む。) ○ 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) ○ 住居学 ○ 保育学(実習を含む。)
職業	○ 産業概説 ○ 職業指導 ○ 「農業、工業、商業、水産」 ○ 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	○ 職業指導 ○ 職業指導の技術 ○ 職業指導の運営管理
英語	○ 英語学 ○ 英米文学 ○ 英語コミュニケーション ○ 異文化理解
宗教	○ 宗教学 ○ 宗教史 ○ 「教理学、哲学」

(注) 1 免許教科の種類に応じ、下記のとおり修得すること。

【施行規則第4条】

専修又は1種免許状	それぞれ1単位以上	計20単位以上
2種免許状	それぞれ1単位以上	計10単位以上

2 「 」内の科目については、そのうち1以上の科目にわたって修得すること。
ただし、「農業、工業、商業、水産」は、これらのうち2以上の科目(商船をもって水産と替えることができる。)についてそれぞれ2単位以上修得すること。

【施行規則第4条の表備考第3号】

3 英語以外の外国語の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によること。
【施行規則第4条の表備考第2号】